

ハイヤー・タクシー車体利用広告の規格改正

○検討経過（R2～）

No.	日付	事項	内容
1	令和3年2月19日	令和2年度東京都広告物審議会 第1回規格等検討小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー車体利用広告の現状及び改正の必要性に関する意見交換 ・全国の規制状況の調査、東京屋外広告協会及び事業者のヒアリングの実施を決定
2	令和3年6月28日	令和3年度 第1回東京都広告物審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・改選後の審議委員会委員に対して、規格等検討小委員会にて、規則改正に向けた検討を行い、本審議会へ報告する旨を報告
3	令和3年9月29日	令和3年度東京都広告物審議会 第1回規格等検討小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の規制状況報告、東京屋外広告協会のデザイン審査の現状及びタクシー業界団体の代表者へのヒアリングを実施 ・表示箇所の緩和は行わず、表示面積はジャパントクシーにも適合する面積への緩和を検討する方針を確認
4	令和4年2月18日	令和3年度東京都広告物審議会 第2回規格等検討小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積をジャパントクシーのドア部に最適化し、車体側面に表示する広告物としてドア部分のみ認める方向を確認 ・タクシー業界による自主審査基準の制定や体制の構築を次回委員会で確認
5	令和4年8月2日	令和4年度東京都広告物審議会 第1回規格等検討小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー業界による自主審査の運用状況を確認し、改正案を取りまとめ

検討項目	改正の考え方
表示箇所 ・ 表示面積	<ul style="list-style-type: none">• 車体の前面部及び後面部への広告表示は、安全面や識別性の影響が大きいため、認めるべきではない• 住居専用地域等の禁止区域へ自由に進入できることや、識別性に対する配慮が必要であり、表示箇所を限定する考え方は変えるべきではない• 当時主流だったセダンタイプ（中型）の車両を基準に面積を定義しており、現在主流のジャパントクシーの車体に最適化するのであれば、面積上限の緩和は妥当

○まとめ

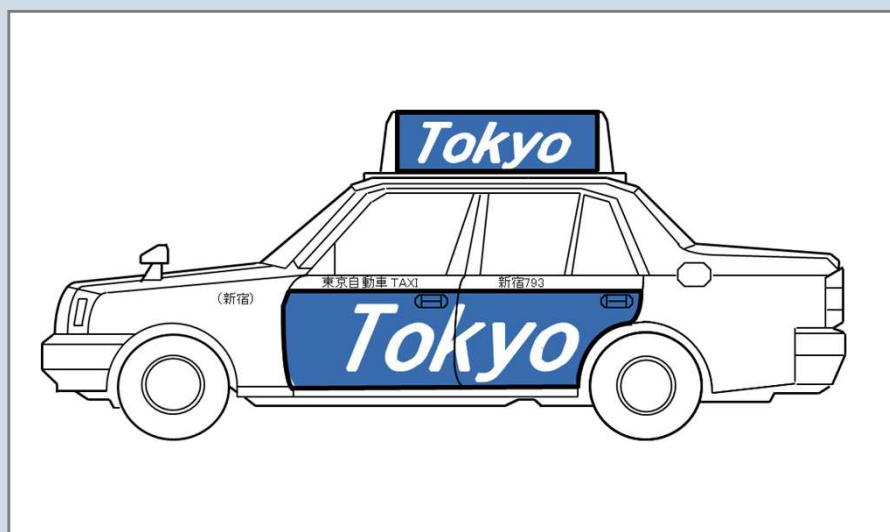
- 表示箇所は安全性や識別性への影響が大きいため、緩和しない
- 表示面積は主たる車種であるジャパントクシーに最適化した面積へ緩和する

ハイヤー・タクシー車体利用広告の規格改正案

〔規格改正案の概要〕

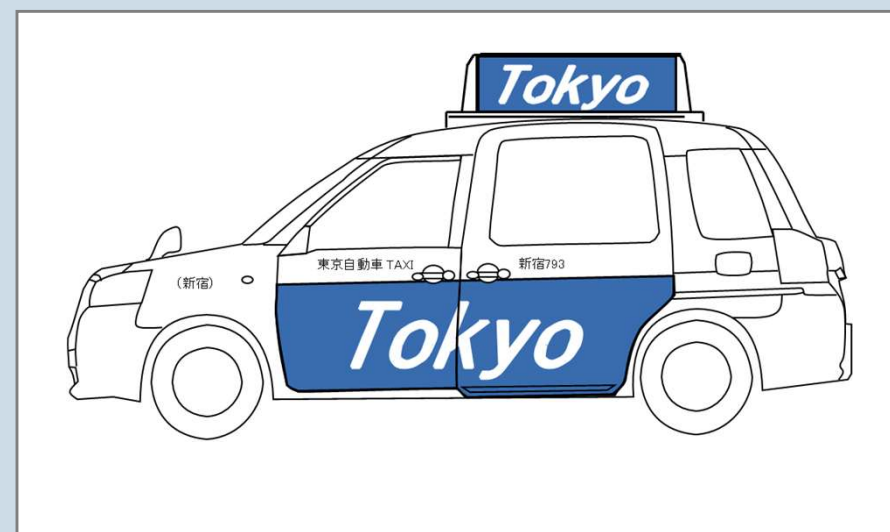
- 1 表示位置は、従前のおりドア部に限定
- 2 表示面積の上限は、ユニバーサルデザインタクシーのうち、主たる車種であるジャパントクシーを参考に算出
- 3 表示面積の算出にあたっては、他法令にて表示すべき表示物の支障とならないように配慮

現行



改正

改正案



<車体利用広告の規格（面積）>

- ①ドア部 片側1.1m²以下
- ②トッパ一部 片側0.45m²以下

<車体利用広告の規格>

- ①ドア部 片側1.4m²以下(27%増)
- ②トッパ一部 片側0.45m²以下(現行通り)